

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊岡市は子ども・子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県豊岡市長

公表日

令和7年3月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援に関する事務
②事務の概要	当該事務は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)に基づく、子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務である。 ○資料の提供等(法第16条関連) ○支給認定の申請、変更、取消(法第20条、第21条、第22条、第23条、第24条関連) ○都道府県等による援助等(法第25条関連) ○施設型給付費及び地域型保育給付の支給における利用者負担決定のための世帯状況及び所得の把握(法第27条3項、第28条、第29条3項、第30条関連) ○私立保育所に係る委託費の支払い、保育料の徴収(法附則第6条関連) 法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)別表第二に基づき、豊岡市は子ども・子育て支援に関する事務において、情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。 ※当該事務は、市長の権限に属する事務であるが、豊岡市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の別表にあたる事務であり、教育委員会の事務局の職員に補助執行させている。
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、中間サーバ、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項 情報提供 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	豊岡市教育委員会 幼児育成課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市役所 総務部 総務課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒668-8666 兵庫県豊岡市中央町2番4号 豊岡市教育委員会 幼児育成課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを取得していない。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I-1-② 事務の概要	(前略)情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有期間が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	(前略)情報ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和1年6月10日	I-5-② 所属長の役職名	こども育成課長 福富 省吾	課長	事後	
令和1年6月10日	IV-1 提出する特定個人情報保護評価書の種類		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月10日	IV-2 特定個人情報の入手		十分である	事後	
令和1年6月10日	IV-3 特定個人情報の使用		十分である	事後	
令和1年6月10日	IV-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		十分である	事後	
令和1年6月10日	IV-5 特定個人情報の提供・移転		十分である	事後	
令和1年6月10日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続		十分である	事後	
令和1年6月10日	IV-7 特定個人情報の保管・消去		十分である	事後	
令和1年6月10日	IV-8 監査		自己点検	事後	
令和1年6月10日	IV-9 従事者に対する教育・啓発		十分に行っている	事後	
令和7年3月14日	I-5-① 部署	こども育成課	幼児育成課	事後	
令和7年3月14日	I-8 連絡先	こども育成課	幼児育成課	事後	
令和7年3月14日	II-1 いつの時点か	平成28年9月1日 時点	2024年4月1日 時点	事後	
令和7年3月14日	II-2 いつの時点か	平成28年9月1日 時点	2024年4月1日 時点	事後	
令和7年3月14日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月14日	IV-8 判断の根拠		マイナンバーを取得していない。	事後	
令和7年3月14日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年3月14日	IV-11 判断の基準		漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。	事後	
令和7年3月14日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第一の94の項	番号法第9条第1項別表127の項	事後	
令和7年3月14日	I-4-②	情報照会 番号法第19条第7号及び別表第二の116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事後	
令和7年3月14日	公表日	平成28年9月30日	令和7年3月27日	事前	